

教育長専決に関する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員の仕事に関する事務のうち、次の事項に関すること。</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 教育機関 長の職にある者を除く。(三) 略 (四) 略 (五) 略</p> <p>三 略</p> <p>十三 略</p> <p>2 略</p> <p>の職員（機関の</p>	<p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員の仕事に関する事務のうち、次の事項に関すること。</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 教育機関、体育施設管理事務所及び武道館の職員（機関の 長の職にある者を除く。(三) 略 (四) 略 (五) 略</p> <p>三 略</p> <p>十三 略</p> <p>2 略</p>